

議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子育て支援係

議案名

議案第13号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定に関する規定の追加その他所要の改正を行おうとするものです。

概要

市町村が従うべき基準等を定めた厚生労働省令が改正されたため、次のとおり条例を改めるものです。

- (1) 児童の移動のために自動車を運行する場合に、利用者の所在を確認することを義務付ける。
- (2) 児童の安全の確保を図るため、事業者に対して安全計画策定を義務付ける。
- (3) 業務継続計画の策定等を努力義務とする規定を設ける。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、国が定める基準に従い、条例で定める事項として、児童の安全確保に関する計画を策定すること等について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号及び第175号)により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、本条例においても所要の改正を行うものです。